

障害者自立支援給付支払等システムについて

令和6年3月21日

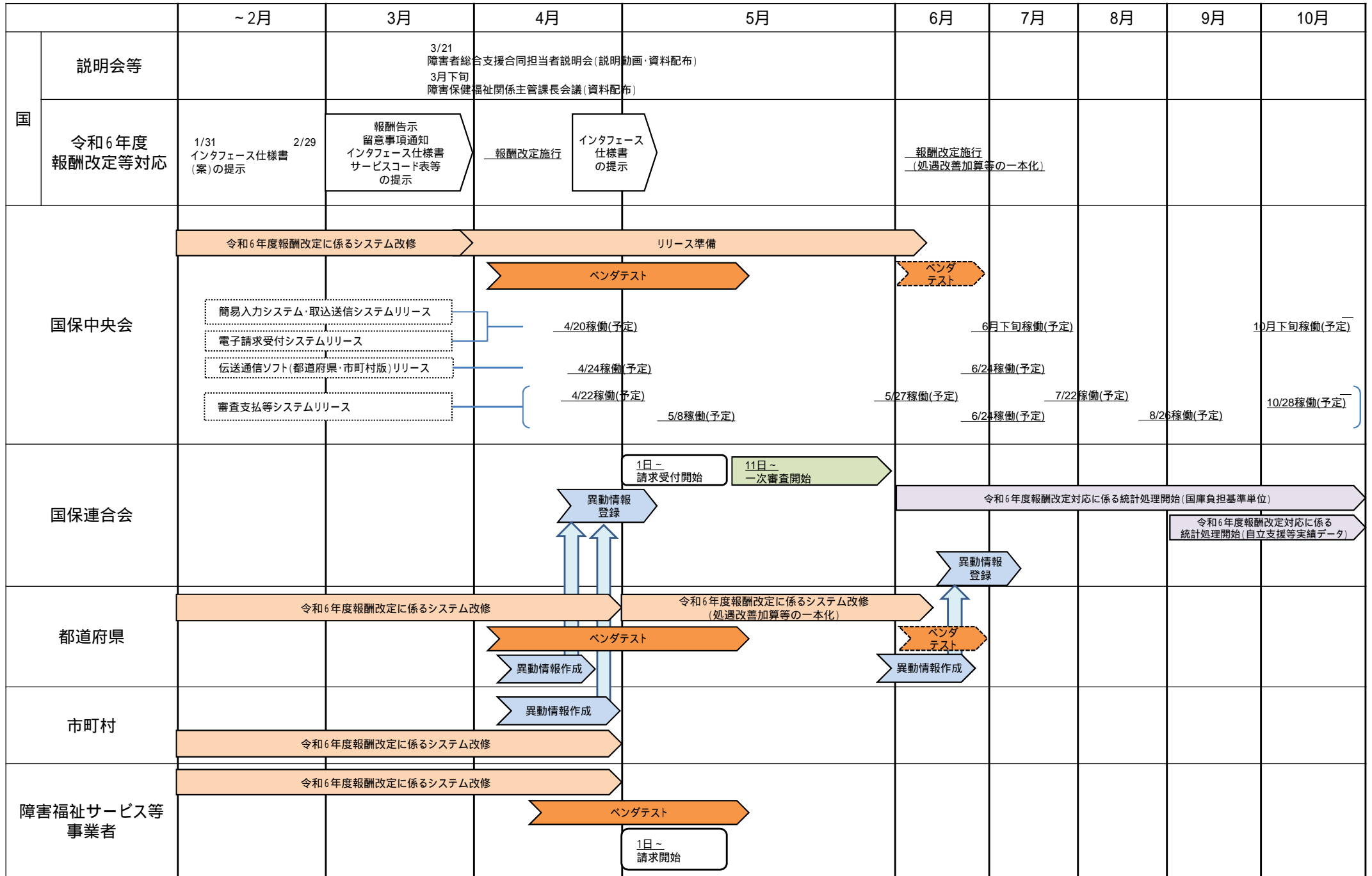
社会・援護局 障害保健福祉部 企画課

このページは空白です。

1. システム関係の今後のスケジュール

このページは空白です。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等及び審査支払事務システム関係スケジュール



< 令和6年4月・6月報酬改定等以外の障害者自立支援給付支払等システムの対応予定について >

(1) 処遇改善臨時特例交付金の算出等事務について

都道府県が実施主体である「福祉・介護職員処遇改善支援事業」について、都道府県より国保連合会が委託を受け、交付金の算出事務等を令和6年6月～9月に実施いただく。

(2) 国保連合会における一次審査の判定レベル見直しについて(警告からエラー(返戻)への移行)

報酬算定ルールに則していない請求情報について、国保連における一次審査の判定レベルを、平成30年度より段階的に「警告」から「エラー(返戻)」に移行する対応を実施している。令和6年度においても、報酬改定等により追加されるチェックについて、判定レベルの移行を実施する。

(詳細については、「3 - 2 . 警告からエラーへの移行について」参照)

(3) 自立支援等実績データ(統計)の提供時期について

自立支援等実績データについては、サービス提供年月の3カ月後に国保連合会より自治体等へ提供している。
(自治体が統計事務を国保連合会へ委託している場合)

報酬改定後の令和6年4月サービス提供分以降の自立支援等実績データについては、令和6年9月に4月～6月サービス提供分をまとめて国保連合会より自治体へ提供されるのでご留意いただきたい。

(4) 令和6年度に対応を予定しているシステム改修について

以下の内容について、令和6年度にシステムの対応を行う予定である。また、インタフェース仕様書については、令和6年下期に発出を予定している。

- ・同一世帯に複数の障害児がいる場合の上限額管理結果票の電子化
- ・就学前障害児の発達支援無償化に係る認定手続の簡素化

(5) その他

令和7年10月に施行する就労選択支援サービスについては、令和7年度にインタフェース仕様書等を発出する予定である。

2. 令和6年度報酬改定等への対応について

このページは空白です。

2 - 1 . 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

このページは空白です。

2 - 1 . 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

(1) 項目の追加について

令和6年度報酬改定等により、基本報酬、加算及び減算が新設されることから、事業所異動/訂正連絡票情報などについて、以下のとおり新たな項目を創設する。

そのため、当該加算等の算定要件を満たす事業所、または障害児施設については、令和6年4月以降、追加された項目に値を設定した事業所異動連絡票情報、または障害児施設異動連絡票情報を提出すること。

対象の項目については、「令和6年4月より追加される新たな項目一覧」を参照。

令和6年4月より追加される新たな項目一覧(1/10)

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和6年3月以前	令和6年4月以降	
事業所異動/訂正連絡票情報 (サービス情報)	・特定事業所(経過措置対象)区分	設定不可	1:非該当 2:該当	以下のサービスが対象。 ・居宅介護 ・行動援護 居宅介護は、特定事業所加算「 」「 」「 」「 」、行動援護は、特定事業所加算「 」「 」「 」「 」「 」「 」を経過措置対象として算定する場合、「2.該当」を設定する。
	・地域移行支援体制加算の有無	設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスが対象。 ・施設入所支援
	・地域移行支援体制(定員減少数)	設定不可	前年度において地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる事業所であって、利用定員を減少させた人数を設定	以下のサービスが対象。 ・施設入所支援
	・夜間看護体制(看護職員配置数)	設定不可	夜間の看護職員の配置人数を設定()	以下のサービスが対象。 ・施設入所支援 <u>看護職員1に加えて配置した人数を設定する。(看護職員2人配置 「1」と設定)</u>

2 - 1 . 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

令和6年4月より追加される新たな項目一覧(2/10)

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和6年3月以前	令和6年4月以降	
事業所異動 / 訂正連絡票情報 (サービス情報)	・常勤看護職員等配置(看護職員常勤換算員数)	設定不可	<u>看護職員の常勤換算員数を設定</u>	以下のサービスが対象。 ・生活介護
	・目標工賃達成の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有り</u>	以下のサービスが対象。 ・就労継続支援B型
	・支援体制構築未実施減算の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有り</u>	以下のサービスが対象。 ・就労定着支援
	・中核的人材配置体制の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有り</u>	以下のサービスが対象。 ・生活介護 ・短期入所 ・施設入所支援 ・共同生活援助
	・移行支援住居体制(自立生活支援加算())の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有り</u>	以下のサービスが対象。 ・共同生活援助
	・栄養改善加算の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有り</u>	以下のサービスが対象。 ・生活介護
	・地域移行等意向確認体制未整備減算の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有り</u>	以下のサービスが対象。 ・施設入所支援 異動年月日の年月が令和8年3月以前の場合、“0”または“NULL”を設定する。それ以外の値が設定された場合はエラーとし台帳への登録は行わない。

2 - 1 . 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

令和6年4月より追加される新たな項目一覧(3/10)

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和6年3月以前	令和6年4月以降	
事業所異動 / 訂正連絡票情報 (サービス情報)	・地域移行支援体制 加算の有無	設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスが対象。 ・施設入所支援
	・高次脳機能障害者 支援体制加算の有 無	設定不可	1:無し 2:有り <u>計画相談支援の場合、 コード値は以下の通りとす る。</u> 1:無し 2:___ 3:___	以下のサービスが対象。 ・生活介護 ・施設入所支援 ・共同生活援助 ・宿泊型自立訓練 ・自立訓練(機能訓練) ・自立訓練(生活訓練) ・就労移行支援 ・就労移行支援(養成施設) ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型 ・計画相談支援
障害児施設異動 / 訂正連絡票 情報(サービス情報)	・経過措置対象区分	設定不可	1:非該当 2:該当	以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 <u>令和8年度末までの間、児童発達支援 センターにおいて、改正前の基準による報 酬を算定する場合には「2.該当」を設定す る。</u>
	・支援プログラム未 公表減算の有無	設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・居宅訪問型児童発達支援

2 - 1 . 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

令和6年4月より追加される新たな項目一覧(4/10)

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和6年3月以前	令和6年4月以降	
障害児施設異動 / 訂正連絡票情報(サービス情報)	・送迎加算(医ケア)の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有り</u>	以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス
	・個別サポート加算()の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有り</u>	以下のサービスが対象。 ・放課後等デイサービス
	・視覚・聴覚言語障害児支援加算の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有り</u>	以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス
	・多職種連携支援加算の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有り</u>	以下のサービスが対象。 ・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援
	・小規模グループケア体制(サテライト型)の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有り</u>	以下のサービスが対象。 ・障害児入所支援
	・要支援児童加算()の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有り</u>	以下のサービスが対象。 ・障害児入所支援 ・医療型障害児入所支援
	・高次脳機能障害児支援体制加算の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2: </u> <u>3: </u>	以下のサービスが対象。 ・障害児相談支援

2 - 1 . 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

令和6年4月より追加される新たな項目一覧(5/10)

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和6年3月以前	令和6年4月以降	
障害児施設異動 / 訂正連絡票情報(サービス情報)	・中核機能強化加算区分	設定不可	1:無し 2:___ 3:___ 4:___	以下のサービスが対象。 ・児童発達支援
	・中核機能強化事業所加算の有無	設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス
	・人工内耳装用児支援加算の有無	設定不可	1:無し 2:___ 3:___ 放課後等デイサービスの 場合、コード値は以下の通りとする。 1:無し 2:有り	以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス
	・共生型サービス体制強化加算(医療的ケア)の有無	設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス
	・食事提供加算区分	設定不可	1:無し 2:___ 3:___	以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援

2 - 1 . 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

令和6年4月より追加される新たな項目一覧(6/10)

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和6年3月以前	令和6年4月以降	
事業所異動 / 訂正連絡票情報 (サービス情報) 障害児施設異動 / 訂正連絡票 情報(サービス情報)	・虐待防止措置未実 施減算の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有り</u>	以下のサービスが対象。 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・重度包括 ・同行援護 ・療養介護 ・生活介護 ・短期入所 ・施設入所支援 ・共同生活援助 ・宿泊型自立訓練 ・自立生活援助 ・自立訓練(機能訓練) ・自立訓練(生活訓練) ・就労移行支援 ・就労移行支援(養成施設) ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型 ・就労定着支援 ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・障害児入所支援 ・医療型障害児入所支援 ・障害児相談支援

2 - 1 . 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

令和6年4月より追加される新たな項目一覧(7/10)

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和6年3月以前	令和6年4月以降	
事業所異動 / 訂正連絡票情報 (サービス情報) 障害児施設異動 / 訂正連絡票 情報(サービス情報)	・身体拘束廃止未実 施減算の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有り</u> <u>生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労移行支援(養成施設)、就労継続支援A型、就労継続支援B型の場合、コード値は以下の通りとする。</u> <u>1:無し</u> <u>2:有り(障害者支援施設以外)</u> <u>3:有り(障害者支援施設)</u>	以下のサービスが対象。 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・重度包括 ・同行援護 ・療養介護 ・生活介護 ・短期入所 ・施設入所支援 ・共同生活援助 ・宿泊型自立訓練 ・自立訓練(機能訓練) ・自立訓練(生活訓練) ・就労移行支援 ・就労移行支援(養成施設) ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・障害児入所支援 ・医療型障害児入所支援

2 - 1 . 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

令和6年4月より追加される新たな項目一覧(8/10)

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和6年3月以前	令和6年4月以降	
事業所異動 / 訂正連絡票情報 (サービス情報) 障害児施設異動 / 訂正連絡票 情報(サービス情報)	・情報公表未報告減 算の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有り</u>	以下のサービスが対象。 ・居宅介護 ・行動援護 ・同行援護 ・生活介護 ・施設入所支援 ・共同生活援助 ・宿泊型自立訓練 ・自立生活援助 ・自立訓練(機能訓練) ・自立訓練(生活訓練) ・就労移行支援 ・就労移行支援(養成施設) ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型 ・就労定着支援 ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・障害児入所支援 ・医療型障害児入所支援 ・障害児相談支援

2 - 1 . 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

令和6年4月より追加される新たな項目一覧(9/10)

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和6年3月以前	令和6年4月以降	
事業所異動 / 訂正連絡票情報 (サービス情報) 障害児施設異動 / 訂正連絡票 情報(サービス情報)	・業務継続計画未策 定減算の有無	設定不可	<u>1:無し</u> <u>2:有り</u>	以下のサービスが対象。 ・療養介護 ・生活介護 ・短期入所 ・施設入所支援 ・共同生活援助 ・宿泊型自立訓練 ・自立訓練(機能訓練) ・自立訓練(生活訓練) ・就労移行支援 ・就労移行支援(養成施設) ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・障害児入所支援 ・医療型障害児入所支援 以下のサービスにおいて、異動年月日 の年月が令和7年3月以前の場合、“0”ま たは“NULL”を設定する。それ以外の値が 設定された場合はエラーとし台帳への登 録は行わない。 ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・重度包括 ・同行援護 ・自立生活援助 ・就労定着支援 ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・保育所等訪問支援 ・障害児相談支援

2 - 1 . 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

令和6年4月より追加される新たな項目一覧(10/10)

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和6年3月以前	令和6年4月以降	
事業所異動 / 訂正連絡票情報 (サービス情報) 障害児施設異動 / 訂正連絡票 情報(サービス情報)	・入浴支援加算の有無	設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスが対象。 ・生活介護 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス
	・地域生活支援拠点等機能強化体制の有無	設定不可	1:非該当 2:該当	以下のサービスが対象。 ・自立生活援助 ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援 ・障害児相談支援
	・地域体制強化共同支援体制の有無	設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスが対象。 ・計画相談支援 ・障害児相談支援 異動年月日の年月が令和6年4月以降かつ、「地域生活支援拠点等区分」が「2:該当」の場合、「1:無し」を設定する。
	・障害者支援施設等感染対策向上加算の有無	設定不可	1:無し 2:_____ 3:_____ 4:_____	以下のサービスが対象。 ・施設入所支援 ・共同生活援助 ・障害児入所支援
	・予備1	設定不可	設定不可	すべてのサービスが対象となる。 異動年月日が令和6年4月以降の場合、「0」または「NULL」を設定する。 令和6年6月報酬改定にて使用予定。
	・予備2	設定不可	設定不可	

2 - 1 . 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

(2) 項目名の切り替えについて

令和6年度報酬改定等により、基本報酬及び加算の算定要件が見直されることから、事業所異動/訂正連絡票情報について、以下のとおり設定する項目名の切替えを行う。

これに伴い、当該加算等の算定要件を満たしている事業所、または障害児施設については、令和6年4月以降、新たな項目を設定した事業所異動連絡票情報、または障害児施設異動連絡票情報を提出すること。

対象の項目については、「令和6年4月より名称を切り替える項目一覧」を参照。

令和6年4月より名称を切り替える項目一覧(1/2)

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和6年3月以前	令和6年4月以降	
事業所異動/訂正連絡票情報 (サービス情報)	【令和6年3月以前】 ・重度障害者支援加算の有無	1:無し 2:有り	1:無し 2:有り	以下のサービスが対象。 ・生活介護 ・施設入所支援
	【令和6年4月以降】 ・重度障害者支援加算の有無 ・人員配置区分	01: <u>型(6:1 以上)</u> 02: <u>型(10:1 以上)</u> 03: <u>型(4:1 以上)</u> 04: <u>型(5:1 以上)</u> 11: <u>日中支援 型(3:1 以上)</u> 12: <u>日中支援 型(4:1 以上)</u> 13: <u>日中支援 型(5:1 以上)</u>	01: <u>6:1 以上</u> 02: <u>10:1 以上</u> 03: <u>旧 型(4:1 以上)</u> 04: <u>旧 型(5:1 以上)</u> 11: <u>旧日中支援 型(3:1 以上)</u> 12: <u>旧日中支援 型(4:1 以上)</u> 13: <u>5:1 以上</u>	以下のサービスが対象。 ・共同生活援助 「5.障害者自立支援給付支払等システムに係るQ & Aについて」No.3

2 - 1 . 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

令和6年4月より名称を切り替える項目一覧(2/2)

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和6年3月以前	令和6年4月以降	
障害児施設異動 / 訂正連絡票情報(サービス情報)	[令和6年3月以前] ・ 職業指導員体制 の有無 [令和6年4月以降] ・ 日中活動支援加算 の有無	1:無し 2:有り	1:無し 2:有り	以下のサービスが対象。 ・障害児入所支援
障害児施設異動 / 訂正連絡票情報(サービス情報)	[令和6年3月以前] ・ 児童指導員等加配加算() の有無 [令和6年4月以降] ・ 児童指導員等加配加算 の有無	1:無し 2: 専門職員(理学療法士等) 3: 児童指導員等 4:その他従業者 5: 専門職員(保育士)	1:無し 4:その他従業者 6: 常勤専従(経験5年以上) 7: 常勤専従(経験5年未満) 8: 常勤換算(経験5年以上) 9: 常勤換算(経験5年未満) 障害児入所支援の場合、以下の値を設定する。 1:無し 2:専門職員 3:児童指導員等	以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・障害児入所支援

2 - 1 . 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

(3)コード値の追加・変更等について

令和6年度報酬改定等により、基本報酬及び加算の算定要件が見直されることから、事業所異動/訂正連絡票情報などについて、以下のとおりコード値を追加、変更、または削除をする。

これに伴い、当該加算等に係る項目に新たなコード値を設定した事業所異動連絡票情報、または障害児施設異動連絡票情報を提出すること。

なお、令和6年3月末時点において当該加算等の算定要件を満たしており、令和6年4月からの新たな区分の要件に該当せず引き続き同様の要件で算定する事業所及び障害児施設について、それ以外の項目に変更がなければ、都道府県から連合会へ改めて異動/訂正連絡票情報を提出する必要はない。

対象の項目については、「令和6年4月よりコード値の追加、変更、または削除をする項目一覧」及び「令和6年4月より対象サービスが追加となる項目一覧」を参照。

令和6年4月よりコード値の追加、変更、または削除をする項目一覧(1/6)

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和6年3月以前	令和6年4月以降	
事業所異動/訂正連絡票情報 (サービス情報)	・地域区分コード	01:一級地 02:二級地 03:三級地 04:四級地 05:五級地 06:六級地 07:七級地 20:その他 <u>21:一級地(旧障害児施設)</u> <u>22:二級地(旧障害児施設)</u> <u>23:三級地(旧障害児施設)</u> <u>24:四級地(旧障害児施設)</u> <u>25:五級地(旧障害児施設)</u> <u>26:六級地(旧障害児施設)</u> <u>27:七級地(旧障害児施設)</u> <u>28:その他(旧障害児施設)</u>	01:一級地 02:二級地 03:三級地 04:四級地 05:五級地 06:六級地 07:七級地 20:その他	経過的服务の終了に伴い、旧障害児施設の地域区分コードを削除。 以下のサービスが対象。 ・経過的生活介護 ・経過施設入所支援

2 - 1 . 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

令和6年4月よりコード値の追加、変更、または削除をする項目一覧(2/6)

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考	
		令和6年3月以前	令和6年4月以降		
事業所異動 / 訂正連絡票情報 (サービス情報)	・施設等の区分	1:一般 2:小規模多機能 <u>3:当該施設が単独施設</u> <u>4:当該施設に併設する施設が主たる施設</u> <u>5:当該施設が主たる施設</u>	1:一般 2:小規模多機能	経過的服务の終了に伴い、旧障害児施設の区分を削除。 以下のサービスが対象。 ・経過的生活介護	
		1:当該施設が単独施設 <u>2:当該施設に併設する施設が主たる施設</u> <u>3:当該施設が主たる施設</u>	1:当該施設が単独施設		経過的服务の終了に伴い、旧障害児施設の区分を削除。 以下のサービスが対象。 ・経過的生活介護
	・定員区分	<u>1:21人以上40人以下</u> <u>2:41人以上60人以下</u> <u>3:61人以上80人以下</u> 4:81人以上 5:20人以下	04:81人以上 05:20人以下 <u>06:21人以上30人以下</u> <u>07:31人以上40人以下</u> <u>08:41人以上50人以下</u> <u>09:51人以上60人以下</u> <u>10:61人以上70人以下</u> <u>11:71人以上80人以下</u>	21人～80人までの区分を細分化したコードを追加する。 以下のサービスが対象。 ・生活介護	
		01:40人以下 <u>05:41人以上60人以下</u> <u>06:61人以上80人以下</u> 04:81人以上	01:40人以下 04:81人以上 <u>05:41人以上50人以下</u> <u>06:51人以上60人以下</u> <u>07:61人以上70人以下</u> <u>08:71人以上80人以下</u>		41人～80人までの区分を細分化したコードを追加する。 以下のサービスが対象。 ・施設入所支援

2 - 1 . 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

令和6年4月よりコード値の追加、変更、または削除をする項目一覧(3/6)

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和6年3月以前	令和6年4月以降	
事業所異動 / 訂正連絡票情報 (サービス情報)	・多機能型等定員区分(加算)	<u>01:21人以上40人以下</u> <u>02:41人以上60人以下</u> <u>03:61人以上80人以下</u> 04:81人以上 <u>05:20人以下</u>	04:81人以上 <u>06:21人以上30人以下</u> <u>07:31人以上40人以下</u> <u>08:41人以上50人以下</u> <u>09:51人以上60人以下</u> <u>10:61人以上70人以下</u> <u>11:71人以上80人以下</u> <u>12:5人以下</u> <u>13:6人以上10人以下</u> <u>14:11人以上20人以下</u>	21人～80人までの区分を細分化したコードを追加する。 また、20人以下の区分を細分化したコードを追加する。 以下のサービスが対象。 ・生活介護
		01:40人以下 <u>05:41人以上60人以下</u> <u>06:61人以上80人以下</u> 04:81人以上	01:40人以下 04:81人以上 <u>05:41人以上50人以下</u> <u>06:51人以上60人以下</u> <u>07:61人以上70人以下</u> <u>08:71人以上80人以下</u>	41人～80人までの区分を細分化したコードを追加する。 以下のサービスが対象。 ・施設入所支援
	・人員配置区分	<u>01: 型(1.7:1以上)</u> <u>02: 型(2:1以上)</u> <u>03: 型(2.5:1以上)</u> <u>04: 型(3:1以上)</u> <u>05: 型(3.5:1以上)</u> <u>06: 型(4:1以上)</u> <u>07: 型(4.5:1以上)</u> <u>08: 型(5:1以上)</u> <u>09: 型(5.5:1以上)</u> <u>10: 型(6:1以上)</u>	<u>01: 型(1.7:1以上)</u> <u>02: 型(2:1以上)</u> <u>03: 型(2.5:1以上)</u> <u>04: 型(3:1以上)</u> <u>05: 型(3.5:1以上)</u> <u>06: 型(4:1以上)</u> <u>07: 型(4.5:1以上)</u> <u>08: 型(5:1以上)</u> <u>09: 型(5.5:1以上)</u> <u>10: 型(6:1以上)</u> <u>11: 型(1.5:1以上)</u>	「11: 型(1.5:1以上)」を追加する。 また、「11: 型(1.5:1以上)」の追加に伴い、他の項目の名称を変更する。 既存の区分については、コード値は変更せずに、コード値内容のみ変更する。 以下のサービスが対象。 ・生活介護

2 - 1 . 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

令和6年4月よりコード値の追加、変更、または削除をする項目一覧(4/6)

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和6年3月以前	令和6年4月以降	
事業所異動 / 訂正連絡票情報 (サービス情報)	・人員配置区分	01: <u>型(7.5:1)</u> 02: <u>型(10:1)</u>	01: <u>型(7.5:1)</u> 02: <u>型(10:1)</u> 03: <u>型(6:1)</u>	「03: 型(6:1)」を新設する。また、「03: 型(6:1)」の追加に伴い、他の項目の名称を変更する。 以下のサービスが対象。 ・就労継続支援B型
	・みなし指定の有無	1:無し 2: <u>有り</u>	1:無し	以下のサービスが対象。 ・経過的生活介護 ・経過的施設入所支援 経過的サービスの終了に伴い、異動年月日の年月が令和6年4月以降の場合、「1:無し」を設定する。
	・福祉専門職員配置等加算の有無	1:無し 3: 4: 5:	1:無し 3: 4: 5: 6: <u>・</u> 7: <u>・</u>	「6: ・」、「7: ・」を新設する。 既存の区分については、コード値は変更せずに、コード値内容のみ変更する。 以下のサービスが対象。 ・生活介護

2 - 1 . 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

令和6年4月よりコード値の追加、変更、または削除をする項目一覧(5/6)

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和6年3月以前	令和6年4月以降	
事業所異動 / 訂正連絡票情報 (サービス情報)	・常勤看護職員等配置加算の有無	1:無し <u>2:</u> <u>3:</u> <u>4:</u>	1:無し <u>2:有り</u>	「3: 」 「4: 」を廃止し、「2: 」を「2:有り」に変更する。 以下のサービスが対象。 ・生活介護
	・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の有無	1:無し <u>2:有り</u>	1:無し <u>2:</u> <u>3:</u>	「2:有り」を「2: 」に変更し、「3: 」を新設する。 以下のサービスが対象。 ・生活介護 ・施設入所支援 ・共同生活援助 ・宿泊型自立訓練 ・自立訓練(機能訓練) ・自立訓練(生活訓練) ・就労移行支援 ・就労移行支援(養成施設) ・就労継続支援A型 ・就労継続支援B型
	・強度行動障害加算体制整備の有無	1:無し <u>2:有り</u>	1:無し 2:有り <u>児童発達支援以外の場 合、以下の値を設定する。</u> 1:無し <u>2:</u> <u>3:</u>	以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・障害児入所支援 ・医療型障害児入所支援

2 - 1 . 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

令和6年4月よりコード値の追加、変更、または削除をする項目一覧(6/6)

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和6年3月以前	令和6年4月以降	
障害児施設異動 / 訂正連絡票情報(サービス情報)	・専門的支援加算の有無	1:無し 2: <u>理学療法士等</u> 3: <u>児童指導員</u> <u>「3:児童指導員」は児童発達支援の場合、設定可能</u>	1:無し 2: <u>有り</u>	「2:理学療法士等」を「2:有り」に変更し、「3:児童指導員」を廃止する。 以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス
	・小規模グループケア加算の有無	1:無し 2: <u>本体報酬又は同一敷地内で行う</u> 3: <u>サテライト()</u> <u>「3:サテライト」は障害児入所支援の場合、設定可能</u>	01:無し 04: <u> </u> 05: <u> </u> 06: <u>(9~10人)</u> 07: <u> · </u> 08: <u> · (9~10人)</u> 09: <u> · (9~10人)</u> 10: <u> · (9~10人)</u>	「02:有り」、「03:サテライト」を廃止し、新たなコード値を新設する。 以下のサービスが対象。 ・障害児入所支援 ・医療型障害児入所支援
事業所異動 / 訂正連絡票情報(サービス情報) 障害児施設異動 / 訂正連絡票情報(サービス情報)	・行動障害支援体制加算の有無 ・要医療児者支援体制加算の有無 ・精神障害者支援体制加算の有無 ・主任相談支援専門員配置加算の有無	1:無し 2: <u>有り</u>	1:無し 2: <u> </u> 3: <u> </u>	「2:有り」を「2: 」に変更し、「3: 」を新設する。 以下のサービスが対象。 ・計画相談支援 ・障害児相談支援

2 - 1 . 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

令和6年4月より対象サービスが追加となる項目一覧(1/2)

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和6年3月以前	令和6年4月以降	
事業所異動 / 訂正連絡票情報 (サービス情報)	・人員配置体制加算の有無	設定不可	1:無し 2:7.5:1 3:12:1 4:20:1 5:30:1	以下のサービスを対象に追加。 ・ <u>共同生活援助</u>
	・指定管理者制度適用区分	設定不可	1:非該当 2:該当	以下のサービスを対象に追加。 ・ <u>重度包括</u> 「5.障害者自立支援給付支払等システムに係るQ & Aについて」No.4
	・居住支援連携体制加算区分	設定不可	1:非該当 2:該当	以下のサービスを対象に追加。 ・ <u>共同生活援助</u>
	・ピアサポート体制加算の有無 就労継続支援B型、共同生活援助、自立訓練(機能訓練)及び自立訓練(生活訓練)の場合、「ピアサポート実施加算の有無」と読み替えて使用する。	設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスを対象に追加。 ・ <u>共同生活援助</u> ・ <u>自立訓練(機能訓練)</u> ・ <u>自立訓練(生活訓練)</u> 共同生活援助、自立訓練(機能訓練)及び自立訓練(生活訓練)の場合、異動年月日の年月が令和6年3月以前の場合、“0”または“NULL”を設定する。それ以外の値が設定された場合はエラーとし台帳への登録は行わない。

2 - 1 . 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

令和6年4月より対象サービスが追加となる項目一覧(2/2)

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和6年3月以前	令和6年4月以降	
事業所異動 / 訂正連絡票情報 (サービス情報)	福祉・介護職員処遇改善加算の有無	設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスを対象に追加。 <u>・自立生活援助</u> <u>・就労定着支援</u>
	福祉・介護職員処遇改善加算キャリアパス区分	設定不可	1: (キャリアパス要件(又は)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 5: (キャリアパス要件(及び)及び職場環境等要件のいずれも満たす) 6: (キャリアパス要件(及び 及び)及び職場環境等要件のいずれも満たす)	
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算の有無	設定不可	1:無し 2:有り	
	福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の有無	設定不可	1:無し 2:有り	
	福祉・介護職員等特定処遇改善加算区分	設定不可	1: 2:	
障害児施設異動 / 訂正連絡票情報(サービス情報)	・自己評価結果等未公表減算の有無	設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスを対象に追加。 <u>・保育所等訪問支援</u>
事業所異動 / 訂正連絡票情報(サービス情報) 障害児施設異動 / 訂正連絡票情報(サービス情報)	・強度行動障害加算体制整備の有無	設定不可	1:無し 2:有り	以下のサービスを対象に追加。 <u>・保育所等訪問支援</u> <u>・居宅訪問型児童発達支援</u>

2 - 1 . 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

(4) 項目の廃止について

令和6年度報酬改定等において、加算等の算定要件の見直しまたは廃止等により、事業所異動/訂正連絡票情報について、項目を廃止する。

対象項目については、「令和6年4月より廃止される項目一覧」を参照。

令和6年4月より廃止される項目一覧(1/2)

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和6年3月以前	令和6年4月以降	
事業所異動/訂正連絡票情報 (サービス情報)	障害児施設区分	01 知的障害の場合 02 自閉症の場合 03 盲の場合 04 ろうあの場合 05 肢体不自由の場合	設定不可	以下のサービスが対象。 ・経過的生活介護 ・経過施設入所 経過的サービスの終了に伴い、異動年月日の年月が令和6年4月以降の場合、値を設定しない。
	心理担当職員配置 加算の有無	1:無し 2:___ 3:___	設定不可	
	小規模グループケア 加算の有無	1:無し 2:本体報酬又は同一敷地 内で行う 3:サテライト	設定不可	
	児童指導員等加配 加算の有無	1:無し 2:専門職員(理学療法士 等) 3:児童指導員等	設定不可	

2 - 1 . 異動連絡票情報等作成の際の留意事項

令和6年4月より廃止される項目一覧(2/2)

対象情報	項目名	設定可能なコード値		備考
		令和6年3月以前	令和6年4月以降	
事業所異動 / 訂正連絡票情報 (サービス情報)	看護職員配置加算 の有無	1:無し 2:___ 3:___	設定不可	以下のサービスが対象。 ・経過的生活介護 ・経過施設入所 経過的サービスの終了に伴い、異動年月日の年月が令和6年4月以降の場合、値を設定しない。
障害児施設異動 / 訂正連絡票 情報(サービス情報)	特別支援加算の有 無	1:無し 2:有り	設定不可	以下のサービスが対象。 ・児童発達支援 ・医療型児童発達支援 ・放課後等デイサービス
	提供時間区分(旧: 障害児状態等区分)	1:非該当 2:区分1 3:区分2	設定不可	以下のサービスが対象。 ・放課後等デイサービス

2 - 2 . 地域区分の見直しについて

このページは空白です。

【概要】

地域区分について、令和3年度報酬改定と同様に、類似制度である介護報酬における地域区分との均衡を考慮し、原則、公務員の地域手当の設定に準拠している介護報酬の地域区分の考え方に合わせることとする。

また、平成30年度報酬改定の際に設けられた経過措置(平成30年以前の見直し前の上乗せ割合から見直し後の最終的な上乗せ割合の範囲において設定可能とするもの)を適用している自治体において、当該自治体の意向により、当該経過措置を令和9年3月31日まで延長することを認める。

さらに、平成30年度報酬改定時以降に、介護報酬と同じ区分に変更した自治体について、当該自治体の意向により、現行の区分と従前の区分の範囲内で設定することを認める(令和8年度末までの適用)。

「地域区分の見直しについて」は、次頁以降を参照。

(令和6年2月6日障害福祉サービス等報酬改定検討チームの資料より抜粋)

【システムへの影響・対応】

令和6年度より地域区分が変更となる市町村に所在する事業所については、地域区分に対応した単位数単価で請求を行う必要がある。

また、都道府県においては、当該事業所の事業所台帳情報(サービス情報)の地域区分コードの変更が必要となるため、「事業所異動/訂正連絡票情報」を作成し、国保連合会へ登録する必要がある。

都道府県は、国保連合会において的確に一次審査がなされるよう、「事業所異動/訂正連絡票情報」の作成・国保連合会への提出に当たっては万全を期されるようお願いしたい。

障害児支援の場合、「事業所異動/訂正連絡票情報」は「障害児施設異動/訂正連絡票情報」に置き換える

○ 令和6～8年度における地域区分の適用地域（障害者サービス）

		見直し後の障害者の地域区分								
		1級地 (20%)	2級地 (16%)	3級地 (15%)	4級地 (12%)	5級地 (10%)	6級地 (6%)	7級地 (3%)	その他 (0%)	
現 行 の 障 害 者 の 地 域 区 分	1級地 (18%)	東京都 特別区								
	2級地 (15%)	東京都 町田市、船江市、多摩市 神奈川県 横浜府、川崎市 大阪府 大阪市								
	3級地 (12%)	東京都 調布市	埼玉県 さいたま市、和光市 千葉県 千葉市、成田市 東京都 八王子市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、旗分等市、国分市、福生市、清瀬市、東久留米市、稲城市、瑞穂市	千葉県 印西市 四縣 四縣市						
	4級地 (10%)	千葉県 浦安市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 刈谷市、豊田市	茨城県 牛久市 埼玉県 志木市 千葉県 船橋市、習志野市 東京都 立川市、昭島市、東大和市 神奈川県 横浜府、藤沢市、定本町、藤巻名所市、大和市、大磯町、茅ヶ崎市、横須賀市、鎌倉市、藤原市、大磯町	千葉県 鎌ケ浦市						
	5級地 (6%)		神奈川県 横浜府	茨城県 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、取手市、つくば市、守谷市 埼玉県 朝霞市、新市、心川町 千葉県 市川市、松戸市、佐倉市、市原市、八千代市、四街道市、幸町 東京都 羽村市、赤松町、日の出町 神奈川県 茅ヶ崎町、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、藤原市、鎌倉市、厚木市、愛川町						
	6級地 (3%)		神奈川県 三浦市	茨城県 龍ヶ崎市 埼玉県 川口市、草加市、戸田市、八潮市 神奈川県 葉山町 愛知県 知立市、豊明市 埼玉県 埼玉市、行田市、所沢市、蕨市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、蓮田市、東市、八潮市、久喜市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、野ヶ丘市、吉川市、白河市、伊豆市、三芳町、安代町、赤井町、松本町 千葉県 木更津市、野田市、茂原市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、白井市、酒々井町 東京都 武蔵野市、瑞穂町、練馬町、長多摩町 神奈川県 藤沢市、大磯町、二宮町、津川町 静岡県 静岡市 愛知県 岡崎市、瀬戸市、春日井市、津島市、碧南市、安城市、西宮市、稲沢市、大府市、尾張旭市、日進市、愛西市、津島市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大治町、豊江町、岡崎市 三重県 津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市 埼玉県 蕨市、守山町、甲賀市 京都府 宇治市、亀岡市、向日町、八幡市、京田辺市、木津川市、精華町 大阪府 岸和田市、泉大津市、箕面市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、泉南町、大阪狭山市、浪速市、島本町、豊能町、能勢町、志田町、藤原町、田尻町、神戶、天王寺町、南河内、平塚地区 兵庫県 明石市、鎌名川町 奈良県 奈良市、大和郡山形市、生駒市 和歌山県 和歌山市、和歌山市	宮城県 仙台市、多賀城市 茨城県 河内町、利根町 栃木県 宇都宮市、野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市、行田市、所沢市、蕨市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、蓮田市、東市、八潮市、久喜市、北本市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、野ヶ丘市、吉川市、白河市、伊豆市、三芳町、安代町、赤井町、松本町 千葉県 木更津市、野田市、茂原市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、白井市、酒々井町 東京都 武蔵野市、瑞穂町、練馬町、長多摩町 神奈川県 藤沢市、大磯町、二宮町、津川町 静岡県 静岡市 愛知県 岡崎市、瀬戸市、春日井市、津島市、碧南市、安城市、西宮市、稲沢市、大府市、尾張旭市、日進市、愛西市、津島市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大治町、豊江町、岡崎市 三重県 津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市 埼玉県 蕨市、守山町、甲賀市 京都府 宇治市、亀岡市、向日町、八幡市、京田辺市、木津川市、精華町 大阪府 岸和田市、泉大津市、箕面市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、泉南町、大阪狭山市、浪速市、島本町、豊能町、能勢町、志田町、藤原町、田尻町、神戶、天王寺町、南河内、平塚地区 兵庫県 明石市、鎌名川町 奈良県 奈良市、大和郡山形市、生駒市 和歌山県 和歌山市、和歌山市	栃木県 下野市 茨城県 大和高田市				
	7級地 (3%)		愛知県 一宮市、江崎市、津島市 京都府 城陽市、大山崎町、久美山町 福岡県 太宰府市、糸島市、那珂川市、粕屋町	茨城県 かすみがら市						
	その他 (0%)				神奈川県 中井町					新潟県 津波町、吉田町 神奈川県 南足柄市 山梨県 南都賀町 長野県 塩尻市 埼玉県 近江八幡市、電王町 千葉県 市川市 福岡県 長崎市

○ 令和6～8年度における地域区分の適用地域（障害児サービス）

	属し後の障害児の地域区分							その他 (0%)	
	1級地 (20%)	2級地 (16%)	3級地 (15%)	4級地 (12%)	5級地 (10%)	6級地 (6%)	7級地 (3%)		
現行の障害児の地域区分	1級地 (20%)	東京都 特別区							
	2級地 (16%)	東京都 町田市、狛江市、多摩市 神奈川県 横浜市の、川崎市 大阪府 大阪市		千葉県 袖ヶ浦市、印西市					
	3級地 (15%)	東京都 調布市	埼玉県 さいたま市、和光市 千葉県 千葉市、成田市 東京都 八王子市、墨田区、三鷹市、青梅市、府中市、小金井市、小平市、日野市、東村山、国分寺市、国立市、瑞穂市、清瀬市、東久留米市、稲城市、西栗原市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋市中区 大阪府 守口市、大東市、門真市 兵庫県 西宮市、芦屋市、宝塚市	大阪府 田原市					
	4級地 (12%)	千葉県 浦安市 神奈川県 藤木市 愛知県 刈谷市、豊田市	茨城県 中久市 埼玉県 越前市、志木市 千葉県 船橋市、船橋区 東京都 立川市、昭島市、東大和市 神奈川県 相模原市、藤沢市、逗子市、海老名市 大阪府 豊中市、東田市、吹田市、高槻市、寝屋川市、箕面市 兵庫県 神戸市	埼玉県 東松山市 千葉県 八千代市					
	5級地 (10%)			神奈川県 横浜市の	茨城県 水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市の、取手市、つくば市、守谷市 埼玉県 新井市、富士見市、ふじの野市、三芳町 千葉県 市川市、松戸市、松戸区、市原市、市原区、栄町 東京都 あきる野市、日の出町 神奈川県 平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、大和市、伊勢原市、藤岡市、綾瀬市、寒川町、愛川町 愛知県 西尾市、みよし市 滋賀県 大津市、草津市 京都府 京都市 大阪府 堺市、枚方市、茨木市、八尾市、松原市、摂津市、高石市、東大阪市、交野市 兵庫県 尼崎市、伊丹市、川西市、三田市 広島県 府中市 福岡県 春日市				
	6級地 (6%)			神奈川県 三浦市	宮城県 仙台市、多賀城市 茨城県 古河市、利根町 栃木県 宇都宮市、野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市、行田市、所沢市、龍ヶ崎市の、加須市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、上尾市、越谷市、蕨市、久野市、鳩山町、久喜市、北本市、二宮市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市、伊東市、寛仁町、杉野町、松伏町 千葉県 野田市、茂原市、柏市、流山市、鎌ヶ谷市、白井市、浦々井町 東京都 武蔵野市、羽村市、瑞穂町、瑞穂町、長多摩町 神奈川県 秦野市、大磯町、二宮町、清川村 長野県 塩尻市 岐阜県 岐阜市 静岡県 静岡市 愛知県 岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、稲沢市、大府市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、菟野町、豊山町、大治町、関江町、飛島村 三重県 津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市 滋賀県 彦根市、守山市、甲賀市 茨城県 宇治市、龍岡市、向日市、八幡市、笠田町、水津川町、稲敷町 大阪府 岸和田市、高天原市、箕面市、東淀川区、淀川区、西成区、和泉市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、泉南市、大塚狭山市、阪南市、島本町、豊能町、船場町、志田町、鶴岡市、生駒市、和歌山県 橋本町 兵庫県 明石市、福名川町 奈良県 奈良市、大和郡山形市、生駒市 和歌山県 橋本町 福岡県 大野城市、大牟田市、津井市、糸島市、粕屋町	栃木県 下野市 奈良県 大和高田市			
	7級地 (3%)				茨城県 かずみがら市	千葉県 木更津市 愛知県 一宮市、江南市、尾張旭市、碧南市 京都府 福知山市、大山崎町、久御山町 福岡県 那珂川市	北海道 札幌市 茨城県 越谷市、下妻市、常総市、笠原市、ひたちなか市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、つくばみらい市、大洗町、野見町、河内町、八千代町、笠原町、鹿野町 栃木県 栃木市、足利市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、さくら市、壬生町 群馬県 前橋市、伊勢崎市の、太田市、渋川市、五ヶ野町 埼玉県 飯沼市、深谷市、日東市、秩父市、桶川市、越前町、川島町、吉見町、鳩山町、寄居町 千葉県 山北町、君津町 神奈川県 新横浜 富山県 富山市 石川県 金沢市、内灘町 福井県 福井市 山梨県 甲府市 長野県 長野市、松本市、諏訪市、伊那市 岐阜県 大垣市、多治見市、美濃加茂市、各務原市、可児市 静岡県 浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、島田市、富士市、豊田市、藤枝市、御殿場市、袋井市、小山町、川根町、森町 愛知県 豊橋市、手田町、瀬戸市、犬山市、常滑市、小牧市、栗海市、知多市、高浜市、田原市、大口町、扶桑町 三重県 名張市、いなほ町、伊賀市、木曽町、長島町、湯浅町、川島町、吉見町、鳩山町、寄居町 滋賀県 長浜市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、日野町 奈良県 橿原市、加太川町、三木町 奈良県 天理市、橿原市、桜井市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三軒市、磯城町、安堵町、川西町、三宅町、田原町、香園村、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町 岡山県 岡山市 広島県 三原市、東広島市、廿日市市、海田町、坂町 山口県 周南市 徳島県 徳島市 香川県 高松市 福岡県 北九州市、藤塚市、筑紫野市 長崎県 長崎市		
その他 (0%)					千葉県 我孫子市 神奈川県 中井町	宮城県 東塩川町 群馬県 碓氷村、吉岡町 神奈川県 南足柄市 山梨県 南巨摩町 静岡県 裾野市、南町、清水町、長泉町 愛知県 新城市 滋賀県 近江八幡市、竜王町 兵庫県 高砂市 広島県 呉市 福岡県 石巻市	全ての都道府県7級地から7級地以外の地域		

このページは空白です。

2 - 3 . 令和6年度からの介護給付費等の請求事務について

このページは空白です。

2 - 3 . 令和6年度からの介護給付費等の請求事務について

令和6年度報酬改定等に伴い、請求様式の一部変更を行う。

重度訪問介護サービス提供実績記録票の記載における変更点

重度訪問介護サービス提供実績記録票(様式3-1)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「1」、または「4」の事業所が使用する様式。

(様式3-1)

令和 年 月 分 重度訪問介護サービス提供実績記録票

受給者証番号		支給決定障害者氏名		事業所番号	
契約支給量				事業者及びその事業所	

日付	曜日	サービス提供の状況	重度訪問介護計画		サービス提供時間			算定時間数	同行支援回数	同行支援加算	緊急時対応加算	行動障 害支援 連携 加算	移動介 護緊急 時支援 加算	利用者 確認欄	備考
			開始時間	終了時間	計画時間数	移動	開始時間								
移動介護分															
合計															

枚中 枚

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

「同行支援」欄の設定値を変更。
 熟練ヘルパーが新任ヘルパーに同行してサービス提供を行った場合(障害支援区分6の利用者を支援した場合)、「1」を記載する。
 熟練ヘルパーが同行してサービス提供を行った場合(重度障害者等包括支援の対象者を支援した場合)、「2」を記載する。

2 - 3 . 令和6年度からの介護給付費等の請求事務について

重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票の記載における変更点

重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票(様式4)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「1」の事業所が使用する様式。

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

令和 年 月 分		重度障害者等包括支援サービス提供実績記録票										(作成例)							
受給者証番号		支給決定障害者等氏名 (児童氏名)			事業所番号			事業者及び その事業所		サービス担当者会議開催日									
日付	曜日	サービス利用実績			実績単位数					低所得者 利用加算	緊急時対応加算 (地域生活 支援拠点等 の場合)	緊急時支援加算 (I)(地域 生活支援拠 点等の場合)	初回 加算	医療連携 体制加算	送迎加算	有資格者 支援加算	備考		
	サービス 種別	開始 時間	終了 時間	実績 時間数	適用 単位数	基本 単位数	加算	加算後 単位数	派遣 人数	単位数	1日計	往	復	往	復	往	復		
合計	共同生活援助											回		回		回		回	
	短期入所																		
	その他サービス																		

「有資格者支援加算」欄を追加。
有資格者支援加算を算定する場合、「1」を記載する。
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護のみ対象

2 - 3 . 令和6年度からの介護給付費等の請求事務について

生活介護サービス提供実績記録票の記載における変更点

生活介護サービス提供実績記録票(様式7)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「1」、または「4」の事業所が使用する様式。

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

令和 年 月 分		生活介護サービス提供実績記録票															
受給者証番号		支給決定障害者氏名	事業所番号														
契約支給量			事業者及びその事業所														
日付	曜日	サービス提供の状況	開始時間	終了時間	サービス提供実績											利用者確認欄	
					算定時間数	送迎往回数	送迎復回数	食事提供回数	沐浴回数	排泄回数	入浴支援回数	喀痰吸引等実施回数	緊急時受入回数	集中的支援回数	集中的支援開始日		
合計																	
初期加算	利用開始日	30日	当月算定日数														
集中的支援加算	支援開始日																

「重度障害者支援加算(研修修了者)」欄を削除。

「入浴支援加算」欄を追加。
入浴支援加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

「喀痰吸引等実施加算」欄を追加。
喀痰吸引等実施加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

「緊急時受入加算」欄を追加。
緊急時受入加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

「集中的支援加算」欄を追加。
集中的支援加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

「算定時間数」欄を追加。
算定時間数(計画時間数)を記載する。

「集中的支援加算 支援開始日」欄を追加。
集中的支援加算が算定される支援を開始した日付を記載する。

2 - 3 . 令和6年度からの介護給付費等の請求事務について

施設入所支援提供実績記録票の記載における変更点

施設入所支援提供実績記録票(様式9)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「1」の事業所が使用する様式。

(様式9)

令和 年 月 分 施設入所支援提供実績記録票

受給者証番号	支給決定障害者氏名	事業所番号
補足給付適用の有無	補足給付額(日額)	円/日
事業者及びその事業所		

日付	曜日	支援実績						実費算定額				利用者種別	備考	
		サービス提供の状態	入院・外泊時加算	入所時特別加算	地域移行加算	地域移行促進加算	通院支援加算	集中的支援加算	食費の単価	朝食	昼食			夕食
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
21														
22														
23														
24														
25														
26														
27														
28														
29														
30														
合計														
入所時特別支援加算	利用開始日		30日目											
地域移行加算	退所日		退所後算定日											
集中的支援加算	支援開始日													

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

「重度障害者支援加算(研修修了者)」欄を削除。

「体験宿泊支援加算」欄の項目名を「地域移行促進加算」に変更。
地域移行促進加算()が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
地域移行促進加算()が算定される支援を行った場合、「2」を記載する。

「通院支援加算」欄を追加。
通院支援加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

「集中的支援加算」欄を追加。
集中的支援加算()が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
集中的支援加算()が算定される支援を行った場合、「2」を記載する。
集中的支援加算()()いずれも算定される支援を行った場合、「3」を記載する。

「集中的支援加算 支援開始日」欄を追加。
集中的支援加算が算定される支援を開始した日付を記載する。

2 - 3 . 令和6年度からの介護給付費等の請求事務について

自立訓練(機能訓練)サービス提供実績記録票の記載における変更点

自立訓練(機能訓練)サービス提供実績記録票(様式13)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「1」、または「4」の事業所が使用する様式。

令和 年 月 分 自立訓練(機能訓練)サービス提供実績記録票

受給者証番号	支給決定障害者氏名			事業所番号										
契約支給量	事業者及びその事業所													
日付	曜日	サービス提供実績										備考		
		サービス提供の状況	提供形態	開始時間	終了時間	送迎加算 往復	実費加算	体験利用 支援加算	緊急時受入 加算	集中的支援 加算	利用者 確認欄			
合計		通所型	回	訪問型	1時間未満 1時間以上	回	回	回	回	回	回	回		
初期加算		利用開始日		30日		当月算定日数								
集中的支援加算		支援開始日												

枚中 枚

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

「緊急時受入加算」欄を追加。
緊急時受入加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

「集中的支援加算」欄を追加。
集中的支援加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

ピアサポート実施加算が算定される支援を行った場合、「備考」欄に記載する。

「集中的支援加算 支援開始日」欄を追加。
集中的支援加算が算定される支援を開始した日付を記載する。

2 - 3 . 令和6年度からの介護給付費等の請求事務について

自立訓練(生活訓練)サービス提供実績記録票の記載における変更点

自立訓練(生活訓練)サービス提供実績記録票(様式14)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「1」、または「4」の事業所が使用する様式。

令和 年 月 分		自立訓練(生活訓練)サービス提供実績記録票													
受給者証 番号		支給決定障害者氏名			事業所番号										
契約支給量					事業者及び その事業所										
日付	曜日	サービス提供実績										利用者 確認欄	備考		
		サービス提供 の状況	提供形態	開始時間	終了時間	送迎加算 往復	短期滞在 加算	食事提供 加算	医療連携 体制加算	体験利用 支援加算	緊急時受 入加算			集中的支 援加算	
合計			通所型	回	訪問型	回	1時間未満 1時間以上	回	回	回	回	回	回	回	回
初期加算	利用開始日	30日										当月算定日数			
集中的支援加算	支援開始日														
枚中 枚															

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

「緊急時受入加算」欄を追加。
緊急時受入加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

「集中的支援加算」欄を追加。
集中的支援加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

ピアサポート実施加算が算定される支援を行った場合、「備考」欄に記載する。

「集中的支援加算 支援開始日」欄を追加。
集中的支援加算が算定される支援を開始した日付を記載する。

2 - 3 . 令和6年度からの介護給付費等の請求事務について

宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票の記載における変更点

宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票(様式15)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「1」の事業所が使用する様式。

(様式15)

令和 年 月 分 宿泊型自立訓練サービス提供実績記録票

受給者証番号	支給決定障害者氏名	事業所番号
		事業者及びその事業所

日付	曜日	支援実績										備考	
		サービス提供の状況	夜間支援等体制加算	食事提供加算	入浴時支援特別加算	帰宅時支援加算	日中支援加算	医療連携体制加算	地域移行加算	集中的支援加算	利用者確認欄		
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
21													
22													
23													
24													
25													
26													
27													
28													
29													
30													
合計													

初期加算	利用開始日	30日目	当月算定日数
地域移行加算	退所日	退所後算定日	
集中的支援加算	支援開始日		

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

「集中的支援加算」欄を追加。
集中的支援加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

「集中的支援加算 支援開始日」欄を追加。
集中的支援加算が算定される支援を開始した日付を記載する。

就労移行支援提供実績記録票の記載における変更点

就労移行支援提供実績記録票(様式16)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「1」の事業所が使用する様式。

令和 年 月 分		就労移行支援提供実績記録票															
受給者証番号		支給決定障害者氏名				事業所番号											
契約支給量						事業者及びその事業所											
日付	曜日	サービス提供実績												利用者確認欄	備考		
		サービス提供の状況	開始時間	終了時間	送迎加算 往復	加算 時間数	加算	加算	加算	加算	加算	加算	加算			加算	
合計																	

初期加算	利用開始日	30日目	当月算定日数
集中的支援加算	支援開始日		

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

「支援計画会議実施加算」欄の項目名を「地域連携会議実施加算」に変更。
地域連携会議実施加算()を算定する場合、「1」を記載する。
地域連携会議実施加算()を算定する場合、「2」を記載する。

「緊急時受入加算」欄を追加。
緊急時受入加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

「集中的支援加算」欄を追加。
集中的支援加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

「集中的支援加算 支援開始日」欄を追加。
集中的支援加算が算定される支援を開始した日付を記載する。

2 - 3 . 令和6年度からの介護給付費等の請求事務について

就労継続支援提供実績記録票の記載における変更点

就労継続支援提供実績記録票(様式17)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「1」、または「4」の事業所が使用する様式。

令和 年 月 分		就労継続支援提供実績記録票																	
受給者証番号		支給決定障害者氏名		事業所番号															
契約支給量		事業者及びその事業所																	
日付	曜日	サービス提供実績										利用者確認欄	備考						
		サービス提供の状況	開始時間	終了時間	送迎加算 往復	訪問支援 時間数	食事提供 加算	医療連携 加算	地域協働 加算	緊急時受入 加算	集中的支援 加算			施設外 支援					
合計																施設外 支援	当月 累計	日 計/180日	
初期加算		利用開始日		30日目		当月算定日数													
集中的支援加算		支援開始日																	

枚中 枚

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

「緊急時受入加算」欄を追加。
緊急時受入加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

「集中的支援加算」欄を追加。
集中的支援加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

「集中的支援加算 支援開始日」欄を追加。
集中的支援加算が算定される支援を開始した日付を記載する。

2 - 3 . 令和6年度からの介護給付費等の請求事務について

共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)の記載における変更点

共同生活援助サービス提供実績記録票(様式18-1)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「2」の事業所が使用する様式。

令和 年 月 分		共同生活援助サービス提供実績記録票														
受給者証番号		支給決定障害者氏名				事業所番号										
		事業者及びその事業所														
日付	曜日	支援実績											備考			
		サービス提供の状況	住居外退居後利用	退居後支援	夜間支援等体制加算	入院時支援特別加算	帰宅時支援加算	日中支援加算	医療連携体制加算	自立生活支援加算(Ⅰ)	自立生活支援加算(Ⅱ)	集中的支援加算		利用者確認欄		
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																
合計																

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

「退居後支援」欄を追加。
退居後(外部サービス利用型)共同生活援助サービスを提供した場合、「1」を記載する。

「自立生活支援加算()」欄を追加。
自立生活支援加算()が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
自立生活支援加算()(居住支援法人と共同し、協議会等への課題報告を行った場合)が算定される支援を行った場合、「2」を記載する。

「自立生活支援加算」欄の項目名を「自立生活支援加算()」欄に変更。
入居中において、自立生活支援加算()が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
入居中に2回を限度とする。

「集中的支援加算」欄を追加。
集中的支援加算()が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
集中的支援加算()が算定される支援を行った場合、「2」を記載する。
集中的支援加算()()いずれも算定される支援を行った場合、「3」を記載する。

ピアサポート実施加算が算定される支援を行った場合、「備考」欄に記載する。

「自立生活支援加算 退居後算定日」欄の項目名を「自立生活支援加算() 退居後算定日」に変更。

「移行支援住居 入居日」欄を追加。
支給決定障害者が移行支援住居に入居した日付を記載する。

「集中的支援加算 支援開始日」欄を追加。
集中的支援加算が算定される支援を開始した日付を記載する。

2 - 3 . 令和6年度からの介護給付費等の請求事務について

就労定着支援提供実績記録票の記載における留意点

就労定着支援提供実績記録票(様式22)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「1」の事業所が使用する様式。

令和 年 月分		就労定着支援提供実績記録票 (様式22)				
受給者証 番号	支給決定障害者氏名		事業所番号			
事業者及び その事業所						
日付	曜日	支援実績			利用者 確認欄	備考
		算定日数	特別地域加算	地域連携会議 実施加算		
合計	日	回	回	回		
初期加算	利用開始日					

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

「定着支援連携促進加算」欄の項目名を「地域連携会議実施加算」に変更。
 地域連携会議実施加算()を算定する場合、「1」を記載する。
 地域連携会議実施加算()を算定する場合、「2」を記載する。

2 - 3 . 令和6年度からの介護給付費等の請求事務について

自立生活援助提供実績記録票の記載における留意点

自立生活援助提供実績記録票(様式23)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「1」の事業所が使用する様式。

令和 年 月 分 自立生活援助提供実績記録票 (様式23)

受給者証番号	支給決定障害者氏名	事業所番号
		事業者及びその事業所

日付	曜日	支援実績					利用者確認欄	備考
		支援方法	同行支援加算	初回加算	緊急時支援加算	地域居住支援体制強化推進加算		
合計	日	回	回	回	回	回		

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の支給決定障害者等一人につき、一月に一件作成する。

「算定日数」欄の項目名「支援方法」に変更。
居宅への訪問による支援を実施した場合は、「支援方法」欄に「1」を記載する。
テレビ電話等を活用して支援をした場合は、「支援方法」欄に「2」を記載する。

2 - 3 . 令和6年度からの介護給付費等の請求事務について

障害児入所支援提供実績記録票の記載における変更点

障害児入所支援提供実績記録票(様式1)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「5」の事業所が使用する様式。

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の給付決定保護者一人につき、一月に一件作成する。

(様式1)

令和 年 月 分 障害児入所支援提供実績記録票

受給者証番号	給付決定保護者氏名(障害児氏名)	事業所番号
補足給付適用の有無	補足給付費(月額) 円/日	事業者及びその事業所

日付	曜日	サービス提供の状況	入院・外泊時加算	支援実績						家族支援加算				備考			
				入院時支援特別加算	家族支援加算	要支援児童加算(Ⅱ)	自活訓練加算	地域移行加算	集中的支援加算	体験利用支援加算	朝食	昼食	夕食		光熱水費の単価		
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	
27																	
28																	
29																	
30																	
31																	
合計																	

地域移行加算 退所日 退所後算定日

集中的支援加算 支援開始日

「家族支援加算」欄を追加。

家族支援加算()イが算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
 家族支援加算()ロが算定される支援を行った場合、「2」を記載する。
 家族支援加算()ハが算定される支援を行った場合、「3」を記載する。
 家族支援加算()ニが算定される支援を行った場合、「4」を記載する。
 家族支援加算()イが算定される支援を行った場合、「5」を記載する。
 家族支援加算()ロが算定される支援を行った場合、「6」を記載する。

「要支援児童加算()」欄を追加。

要支援児童加算()が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

「集中的支援加算」欄を追加。

集中的支援加算()が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
 集中的支援加算()が算定される支援を行った場合、「2」を記載する。
 集中的支援加算()()いずれも算定される支援を行った場合、「3」を記載する。

「体験利用支援加算」欄を追加。

体験利用支援加算()が算定される支援を行った日に、「1」を記載する。
 体験利用支援加算()が算定される支援を行った日に、「2」を記載する。

家族支援加算の算定要件を満たす支援を行った場合、当該支援の開始時間及び終了時間を「備考」欄に記載する。

「集中的支援加算 支援開始日」欄を追加。

集中的支援加算が算定される支援を開始した日付を記載する。

2 - 3 . 令和6年度からの介護給付費等の請求事務について

児童発達支援提供実績記録票の記載における変更点

児童発達支援提供実績記録票(様式3)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「5」、または「8」の事業所が使用する様式。

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の給付決定保護者一人につき、一月に一件作成する。

令和 年 月 分		児童発達支援提供実績記録票																			
受給者証番号		給付決定保護者氏名 (障害児氏名)						事業所番号						事業者及びその事業所						契約支給量	
日付	曜日	サービス提供の状況	開始時間	終了時間	算定時間数	送迎加算	食事提供加算	家族支援加算	医療連携加算	延長支援加算	集中的支援加算	専門的支援加算(支援実施時)	入浴支援加算	子育てサポート加算	事業所間連携加算	家族支援加算(備考)	保護者等確認欄	備考			
合計																					
保育・教育等移行支援加算		移行日		移行後算定日																	
集中的支援加算		支援開始日																			

「算定時間数」欄を追加。算定時間数(計画時間数)を記載する。

「家庭連携加算」欄、「事業所内相談支援加算」欄を削除。

「家族支援加算」欄を追加。
 家族支援加算()イが算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
 家族支援加算()ロが算定される支援を行った場合、「2」を記載する。
 家族支援加算()ハが算定される支援を行った場合、「3」を記載する。
 家族支援加算()ニが算定される支援を行った場合、「4」を記載する。
 家族支援加算()イが算定される支援を行った場合、「5」を記載する。
 家族支援加算()ロが算定される支援を行った場合、「6」を記載する。

「延長支援加算」欄を追加。
 延長支援加算(30分以上1時間未満、または1時間未満)を算定する場合、「1」を記載する。
 延長支援加算(1時間以上2時間未満)を算定する場合、「2」を記載する。
 延長支援加算(2時間以上)を算定する場合、「3」を記載する。

「集中的支援加算」欄を追加。
 集中的支援加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

「専門的支援加算(支援実施時)」欄を追加。
 専門的支援加算(支援実施時)が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

「入浴支援加算」欄を追加。
 入浴支援加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

「子育てサポート加算」欄を追加。
 子育てサポート加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

事業所間連携加算()()が算定される支援を行った場合、「備考」欄に記載する。

家族支援加算の算定要件を満たす支援を行った場合、当該支援の開始時間及び終了時間を「備考」欄に記載する。

「集中的支援加算 支援開始日」欄を追加。
 集中的支援加算が算定される支援を開始した日付を記載する。

2 - 3 . 令和6年度からの介護給付費等の請求事務について

医療型児童発達支援提供実績記録票の記載における変更点

医療型児童発達支援提供実績記録票(様式4)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「5」の事業所が使用する様式。

令和 年 月 分		医療型児童発達支援提供実績記録票 (様式4)										
受給者証番号	給付決定保護者氏名 (障害児氏名)						事業所番号					
契約支給量							事業者及びその事業所					
日付	曜日	サービス提供実績									備考	
		サービス提供の状況	開始時間	終了時間	送迎加算 往 復	食事提供 加算	家族支援 加算	保護者等 確認欄				
合計												
保育・教育等移行支援加算		移行日	移行後算定日									
		枚中	枚									

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の給付決定保護者一人につき、一月に一件作成する。

「家庭連携加算」欄、「事業所内相談支援加算」欄を削除。

「家族支援加算」欄を追加。

家族支援加算()イが算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
 家族支援加算()ロが算定される支援を行った場合、「2」を記載する。
 家族支援加算()ハが算定される支援を行った場合、「3」を記載する。
 家族支援加算()ニが算定される支援を行った場合、「4」を記載する。
 家族支援加算()イが算定される支援を行った場合、「5」を記載する。
 家族支援加算()ロが算定される支援を行った場合、「6」を記載する。

事業所間連携加算()()が算定される支援を行った場合、「備考」欄に記載する。

家族支援加算の算定要件を満たす支援を行った場合、当該支援の開始時間及び終了時間を「備考」欄に記載する。

2 - 3 . 令和6年度からの介護給付費等の請求事務について

放課後等デイサービス提供実績記録票の記載における変更点

放課後等デイサービス提供実績記録票(様式5)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「5」、または「8」の事業所が使用する様式。

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の給付決定保護者一人につき、一月に一件作成する。

令和 年 月 分												放課後等デイサービス提供実績記録票											
受給者証番号				給付決定保護者氏名 (障害児氏名)				事業所番号															
契約支給量				事業者及び その事業所																			
日付	曜日	サービス提供の 状況	提供 形態	開始 時間	終了 時間	算定 時間数	送迎加算 回数	家族支援 加算	医療連携 体制加算	延長支援 加算	集中的 支援加算 (支援実施 時)	通所自立 支援加算 (支援実施 時)	入浴支援 加算	子育てサ ポート加 算	自立サ ポート加 算	保護者等 確認欄							
合計																							
保育・教育等移行支援加算		移行日			移行後算定日																		
集中的支援加算		支援開始日																					

「算定時間数」欄を追加。算定時間数(計画時間数)を記載する。
「家庭連携加算」欄、「事業所内相談支援加算」欄を削除。
「家族支援加算」欄を追加。 家族支援加算()イが算定される支援を行った場合、「1」を記載する。 家族支援加算()ロが算定される支援を行った場合、「2」を記載する。 家族支援加算()ハが算定される支援を行った場合、「3」を記載する。 家族支援加算()ニが算定される支援を行った場合、「4」を記載する。 家族支援加算()イが算定される支援を行った場合、「5」を記載する。 家族支援加算()ロが算定される支援を行った場合、「6」を記載する。
「延長支援加算」欄を追加。 延長支援加算(30分以上1時間未満、または1時間未満)を算定する場合、「1」を記載する。 延長支援加算(1時間以上2時間未満)を算定する場合、「2」を記載する。 延長支援加算(2時間以上)を算定する場合、「3」を記載する。
「集中的支援加算」欄を追加。集中的支援加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
「専門的支援加算(支援実施時)」欄を追加。 専門的支援加算(支援実施時)が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
「通所自立支援加算」欄を追加。通所自立支援加算の算定要件を満たす支援を行った回数を記載する。
「入浴支援加算」欄を追加。入浴支援加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
「子育てサポート加算」欄を追加。子育てサポート加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
「自立サポート加算」欄を追加。自立サポート加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
事業所間連携加算()()が算定される支援を行った場合、「備考」欄に記載する。
家族支援加算の算定要件を満たす支援を行った場合、当該支援の開始時間及び終了時間を「備考」欄に記載する。
「サービス提供の状況」欄の設定値を変更。欠席時対応加算を算定する場合、「欠席」と記載する。
「集中的支援加算 支援開始日」欄を追加。集中的支援加算が算定される支援を開始した日付を記載する。

2 - 3 . 令和6年度からの介護給付費等の請求事務について

保育所等訪問支援提供実績記録票の記載における変更点

保育所等訪問支援提供実績記録票(様式6)は、事業所番号(10桁)の3桁目が「5」の事業所が使用する様式。

令和 年 月 分		保育所等訪問支援提供実績記録票							
受給者証番号		給付決定保護者氏名 <small>(障害児氏名)</small>	事業所番号						
契約支給量			事業者及び その事業所						
日付	曜日	サービス提供実績							備考
		算定日数	家族支援 加算	初回加算	訪問支援 員特別加算	多職種 連携支援加算	強度行動障害児 支援加算 <small>(支援実施時)</small>	保護者等 確認欄	
合計		日	回	回	回	回	回	回	

実績記録票については、一事業所(事業所番号単位)の給付決定保護者一人につき、一月に一件作成する。

「家庭連携加算」欄を削除。

「家族支援加算」欄を追加。
 家族支援加算()イが算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
 家族支援加算()ロが算定される支援を行った場合、「2」を記載する。
 家族支援加算()ハが算定される支援を行った場合、「3」を記載する。
 家族支援加算()ニが算定される支援を行った場合、「4」を記載する。
 家族支援加算()イが算定される支援を行った場合、「5」を記載する。
 家族支援加算()ロが算定される支援を行った場合、「6」を記載する。

「訪問支援員特別加算」欄を追加。
 訪問支援員特別加算 が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。
 訪問支援員特別加算 が算定される支援を行った場合、「2」を記載する。

「多職種連携支援加算」欄を追加。
 多職種連携支援加算が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

「強度行動障害児支援加算(支援実施時)」欄を追加。
 強度行動障害児支援加算(支援実施時)が算定される支援を行った場合、「1」を記載する。

家族支援加算の算定要件を満たす支援を行った場合、当該支援の開始時間及び終了時間を「備考」欄に記載する。

枚中 枚

このページは空白です。

2 - 4 . 加算の請求方法について

このページは空白です。

2 - 4 . 加算の請求方法について

常勤看護職員等配置加算

概要

利用定員に応じ、所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数に乗じて得た単位数を加算する。

対象サービス

生活介護

算定構造

常勤看護職員等配置加算	(一)定員5人以下	(1日につき32単位を加算)	看護職員の配置人数を乗じた単位数を加算
	(二)定員6人以上10人以下	(1日につき30単位を加算)	
	(三)定員11人以上20人以下	(1日につき28単位を加算)	
	(四)定員21人以上30人以下	(1日につき24単位を加算)	
	(五)定員31人以上40人以下	(1日につき19単位を加算)	
	(六)定員41人以上50人以下	(1日につき15単位を加算)	
	(七)定員51人以上60人以下	(1日につき11単位を加算)	
	(八)定員61人以上70人以下	(1日につき10単位を加算)	
	(九)定員7人以上80人以下	(1日につき8単位を加算)	
	(十)定員81人以上	(1日につき6単位を加算)	

【例】

生活介護事業所(定員21人以上30人以下)であって、常勤換算方法で算定した看護職員を4名として届け出ており、請求対象のサービス提供年月において10日間サービスを提供した受給者に対して「常勤看護職員等配置加算」を請求する場合

事業所台帳

項目名	設定値
常勤看護職員等配置加算の有無	2:有り
常勤看護職員等配置(看護職員常勤換算員数)	4

24単位 × 4人

請求明細書

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
生介常勤看護職員等配置加算 (四)	22XXX1	96	10	960

2 - 4 . 加算の請求方法について

地域移行支援体制加算

概要

前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして都道府県知事に届け出たものについて、1年間を限度として1日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算する。

対象サービス

施設入所支援

算定構造

地域移行支援体制加算	イ 定員40人以下	(1) 区分6 (1日につき15単位を加算)
		(2) 区分5 (1日につき13単位を加算)
		(3) 区分4 (1日につき11単位を加算)
		(4) 区分3 (1日につき8単位を加算)
		(5) 区分2以下(未判定の者を含む) (1日につき6単位を加算)
ロ 定員41人以上50人以下	(1) 区分6 (1日につき9単位を加算)	
	(2) 区分5 (1日につき7単位を加算)	
	(3) 区分4 (1日につき6単位を加算)	
	(4) 区分3 (1日につき5単位を加算)	
	(5) 区分2以下(未判定の者を含む) (1日につき4単位を加算)	
ハ 定員51人以上60人以下	(1) 区分6 (1日につき7単位を加算)	
略		
ヘ 定員81人以上	(1) 区分6 (1日につき3単位を加算)	
	(2) 区分5 (1日につき3単位を加算)	
	(3) 区分4 (1日につき2単位を加算)	
	(4) 区分3 (1日につき2単位を加算)	
	(5) 区分2以下(未判定の者を含む) (1日につき2単位を加算)	

前年度に施設から地域移行した者が1人以上いる指定障害者支援施設等において、1日につき所定単位数を定員の減少数を乗じて得た単位数を加算する。

【例】

前年度に当該事業所から退所し、地域生活が6月以上継続している者が5人いる施設入所支援事業所(定員40人以下)であって、利用定員を3人減少させたものとして届け出ており、請求対象のサービス提供年月において10日間サービスを提供した受給者(区分5)に対して「地域移行支援体制加算」を請求する場合

事業所台帳

項目名	設定値
地域移行支援体制加算の有無	2:有り
地域移行支援体制(定員減少数)	3

請求明細書

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
施入地域移行支援体制加算 イ(2)	32XXX1	39	10	390

13単位 × 3人

2 - 4 . 加算の請求方法について

夜間看護体制加算(1 / 2)

概要

夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、(中略)1日につき所定単位数を加算する。生活支援員に代えて複数の看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合、35単位に看護職員1に加えて配置した人数を乗じて得た単位数に所定単位数を加えた単位数を加算する。

対象サービス
施設入所支援

算定構造

夜間看護体制加算	(1日につき60単位を加算)	注 看護職員をさらに配置した場合に、1日につき35単位に看護職員の配置人数を乗じた単位数を加算
----------	----------------	---

【例】

生活支援員に代えて3人の看護職員を配置している施設入所支援事業所において、請求対象のサービス提供年月において10日間サービスを提供した受給者に対して「夜間看護体制加算」を請求する場合

事業所台帳

項目名	設定値
夜間看護体制加算の有無	2:有り
夜間看護体制(看護職員配置数)	2

事業所台帳は、乗じる人数を設定する

35単位 × 2人

請求明細書

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
夜間看護体制加算	32XXX1	60	10	600
夜間看護体制加算(上乘せ報酬)	32XXX2	70	10	700

2 - 4 . 加算の請求方法について

夜間看護体制加算(2 / 2)

【例】

生活支援員に代えて**1人**の看護職員を配置している施設入所支援事業所において、請求対象のサービス提供年月において10日間サービスを提供した受給者に対して「夜間看護体制加算」を請求する場合

事業所台帳

項目名	設定値
夜間看護体制加算の有無	2:有り
夜間看護体制(看護職員配置数)	0(未設定)

看護職員1に加えて配置した人数がないため上乗せなし

請求明細書

サービス内容	サービスコード	単位数	回数	サービス単位数
夜間看護体制加算	32XXX1	60	10	600

2 - 5 . 減算報酬の請求明細書記載例について

このページは空白です。

2 - 5 . 減算報酬の請求明細書記載例について

(1) 減算単独のサービスコードとする減算報酬について

令和6年度報酬改定等に伴い、令和6年4月に減算単独のサービスコードとして定義する減算報酬は以下のとおり。
減算単独のサービスコードとする減算報酬について

減算報酬	対象サービス
身体拘束廃止未実施減算	<p>[10%減算] 療養介護、施設入所支援(障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設</p> <p>[1%減算] 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援</p> <p>令和6年3月以前(現行報酬)の場合は、1日につき5単位を減算。</p>
虐待防止措置未実施減算	全サービス
業務継続計画未策定減算	<p>[3%減算] 療養介護、施設入所支援(障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設</p> <p>[1%減算] 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立生活援助、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く)、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援</p> <p>以下のサービスは令和7年4月から減算 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援</p>
情報公表未報告減算	<p>[10%減算] 療養介護、施設入所支援(障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設</p> <p>[5%減算] 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く)、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援</p>
支援体制構築未実施減算	就労定着支援

2 - 5 . 減算報酬の請求明細書記載例について

(2) 請求明細書の記載例(案)

障害者支援施設が行う生活介護の事業所において「身体拘束廃止未実施減算」を算定する場合の記載例

サービス内容	サービスコード						単位数			回数		サービス単位数				摘要	
生活介護	2	2	X	X	X	1	4	0	9	1	0	4	0	9	0		
生介身体拘束廃止未実施減算(施設)	2	2	X	X	X	2	-	4	0	9		1	-	4	0	9	
生介初期加算	2	2	5	0	5	0	3	0		1	0	3	0	0			
生介処遇改善加算	2	2	6	6	6	6	1	0	0		1	1	0	0			
給付費明細欄																	

一か月分まとめて記載する

回数は「1」を記載する

「身体拘束廃止未実施減算(障害者支援施設が行う生活介護)」の対象となる基本報酬のサービス単位数に、当該減算の減算率(10%)を乗じて求めた値(小数点以下四捨五入)をマイナス記号付きで記載する。
 $4,090 \times (-0.1) = -409$ 単位

サービス種類コード	2	2																		合計				
サービス利用日数	1	0	日				日				日				日									
給付単位数			4	0	8	1														4	0	8	1	
単位数単価	1	0	0	0	円/単位				円/単位				円/単位				円/単位			/	/	/	/	/
総費用額		4	0	8	1	0														4	0	8	1	0

2 - 5 . 減算報酬の請求明細書記載例について

(2) 請求明細書の記載例(案)

居宅介護の事業所において「同一建物減算」及び「虐待防止措置未実施減算」を算定する場合の記載例

サービス内容	サービスコード						単位数			回数		サービス単位数				摘要	
	1	1	1	1	3	1	8	3	7	1	0	8	3	7	0		
身体日3.0	1	1	1	1	3	1	8	3	7	1	0	8	3	7	0		
居介同一建物減算1	1	1	Z	0	1	1	-	8	3	7		1	-	8	3	7	
居介虐待防止措置未実施減算	1	1	X	X	X	1	-	7	5		1	-	7	5			
居介初回加算	1	1	6	0	2	0	2	0	0		1	2	0	0			

給付費明細欄

「身体拘束廃止未実施減算(障害者支援施設が行う生活介護)」の対象となるサービス単位数の合計に、当該減算の減算率(1%)を乗じて求めた値(小数点以下四捨五入)をマイナス記号付きで記載する。
 $(8,370 + (-837)) \times (-0.01) = -75$ 単位

サービス種類コード	1	1													合計						
サービス利用日数	1	0	日					日					日								
給付単位数			7	6	5	8											7	6	5	8	
単位数単価	1	0	0	0	円/単位			円/単位			円/単位			円/単位			/	/	/	/	
総費用額			7	6	5	8	0										7	6	5	8	0

2 - 5 . 減算報酬の請求明細書記載例について

(2) 請求明細書の記載例(案)

障害者支援施設以外が行う自立訓練(機能訓練)の事業所において「業務継続計画未策定減算」及び「特別地域加算」を算定する場合の記載例

サービス内容	サービスコード						単位数			回数		サービス単位数				摘要
	4	1	1	1	1	1	7	3	2	1	0	7	3	2	0	
機能訓練 2	4	1	1	1	1	1	7	3	2	1	0	7	3	2	0	
機能訓練 2	4	1	1	2	2	1	6	0	6	1	0	6	0	6	0	
機能訓練業務継続計画未策定減算(機能訓練)(施設外)	4	1	X	X	X	1	-	7	3		1	-	7	3		
機能訓練業務継続計画未策定減算(機能訓練)(施設外)	4	1	X	X	X	2	-	6	1		1	-	6	1		
機能訓練初期加算	4	1	5	0	5		3	0		2	0	6	0	0		
機能訓練特地加算	4	1	6	0	0		9	0	0	1		9	0	0		

給付費明細欄

「業務継続計画未策定減算(障害者支援施設以外が行う自立訓練(機能訓練))」の対象となる基本報酬のサービス単位数の合計に、当該減算の減算率(1%)を乗じて求めた値(小数点以下四捨五入)をマイナス記号付きで記載する。機能訓練は、算定する基本報酬に応じた減算コードがあるため、それぞれ記載する。
 $7,320 \times (-0.01) = -73$ 単位
 $6,060 \times (-0.01) = -61$ 単位

特別地域加算については、対象となる機能訓練サービス費()に係るサービス単位数の合計に、特別地域加算の加算率(15%)を乗じて求めた値(小数点以下四捨五入)を記載する。(特別地域加算の対象となる基本報酬に機能訓練サービス費()は含まれないため)
 $(6,060 + (-61)) \times (0.15) = 900$ 単位

サービス種類コード	4	1															合計						
サービス利用日数	2	0	日																				
給付単位数		1	4	7	4	6												1	4	7	4	6	
単位数単価	1	0	0	0	円/単位				円/単位				円/単位				円/単位	/	/	/	/	/	
総費用額	1	4	7	4	6	0												1	4	7	4	6	0

2 - 5 . 減算報酬の請求明細書記載例について

(2) 請求明細書の記載例(案)

就労定着支援の事業所において「虐待防止措置未実施減算」、「情報公表未報告減算」及び「支援体制構築未実施減算」を算定する場合の記載例

サービス内容	サービスコード						単位数				回数			サービス単位数				摘要
	4	7	1	1	1	1	3	5	1	2			1	3	5	1	2	
就労定着1	4	7	1	1	1	1	3	5	1	2			1	3	5	1	2	
就労定着支援体制構築未実施減算	4	7	X	X	X	1	-	3	5	1			1	-	3	5	1	
就労定着虐待防止措置未実施減算	4	7	X	X	X	2	-	3	2			1	-	3	2			
就労定着情報公表未報告減算	4	7	X	X	X	3	-	1	5	6			1	-	1	5	6	
就労定着特地加算	4	7	6	0	1	5	2	4	0			1	2	4	0			

給付費明細欄

- ・「支援体制構築未実施減算」の対象となる基本報酬のサービス単位数に、当該減算の減算率(10%)を乗じて求めた値(小数点以下四捨五入)をマイナス記号付きで記載する。
 $3,512 \times (-0.1) = -351$ 単位
- ・「虐待防止措置未実施減算」の対象となるサービス単位数の合計に、当該減算の減算率(1%)を乗じて求めた値(小数点以下四捨五入)をマイナス記号付きで記載する。
 $(3,512 + (-351)) \times (-0.01) = -32$ 単位
- ・「情報公表未報告減算」の対象となるサービス単位数の合計に、当該減算の減算率(5%)を乗じて求めた値(小数点以下四捨五入)をマイナス記号付きで記載する。
 $(3,512 + (-351) + (-32)) \times (-0.05) = -156$ 単位

サービス種類コード	4	7																		
サービス利用日数	1	0	日									日								
給付単位数			3	2	1	3														1 3
単位数単価	1	0	0	0	円/単位					円/単位								円/単位		
総費用額		3	2	1	3	0														3 2 1 3 0

このページは空白です。

3. 国保連合会における一次審査対応について

このページは空白です。

3 - 1 . 令和6年度報酬改定等に係る国保連合会の
一次審査の対応について

このページは空白です。

3 - 1 . 令和6年度報酬改定等に係る国保連合会の一次審査の対応について

報酬改定等のシステム対応については、対応範囲が大規模になること、また、報酬改定が2段階(4月、6月)で行われること、さらには令和6年能登半島地震における災害の概算請求対応、処遇改善支援事業のシステム対応等、報酬改定等以外の案件が同時期に重なり、システム開発が逼迫したため、施行時の安定的なシステム稼働を考慮する観点から、障害者自立支援給付支払等システムの一次審査で実施する報酬改定にかかるチェックについては、段階的に対応を進める。

報酬改定等対応に係る一次審査のチェック内容を以下に示す。

システムが対応するまでの間においても、市町村等で実施する二次審査において適切に確認いただきたい。

【報酬改定として対応する主な一次審査チェックの範囲】

令和6年5月審査における一次審査チェック追加内容

【受付・資格審査】

サービス提供実績記録票

- ・インタフェース全項目に対する項目属性チェック(数値・日付・全角・コード値)

請求明細書/計画相談支援給付費請求書等

- ・事業所台帳/受給者台帳に関する算定要件チェック

報酬改定に伴う要件の変更等に際し、現行本運用においてチェックしている内容について、報酬告示に記載される一部内容を充足。

報酬間の回数チェック及び併給チェックについては、以下のサービスを除いて実施。

(短期入所・児童発達支援・放課後等デイ)

【支給量審査】報酬改定に伴う要件の変更等に際し、以下のチェックを実施。

- ・実績記録票と請求明細書の回数チェック
報酬改定により追加された実績記録票の加算欄は除く

令和6年7月審査(処遇改善加算一本化対応審査強化)における一次審査チェック追加内容

【受付・資格審査】

請求明細書/計画相談支援給付費請求書等

処遇改善加算の一本化に伴い、以下のチェックを実施。

- ・単位数チェック
- ・事業所台帳に関する算定要件チェック

報酬改定に伴う要件の変更等に際し、以下のチェックを実施。

- ・減算単位数チェック(請求明細書)

令和6年11月審査(報酬改定対応審査強化)における一次審査チェック追加内容(予定)

【受付・資格審査】

サービス提供実績記録票

- ・明細行と合計値の整合性チェック

請求明細書/計画相談支援給付費請求書等

- ・減算単位数チェック(計画相談支援給付費請求書等)
- ・新規に創設された報酬に関する報酬間の回数チェック及び併給チェック(報酬告示に記載される内容)

短期入所・共同生活援助・児童発達支援・医療型児童発達・放課後等デイについては、報酬告示に記載されている一部報酬間の回数チェック及び併給チェックも含む

【支給量審査】

- ・実績記録票と請求明細書の回数チェック
報酬改定により追加された実績記録票の加算欄

このページは空白です。

3 - 2 . 警告からエラーへの移行について

このページは空白です。

3 - 2 . 警告からエラーへの移行について

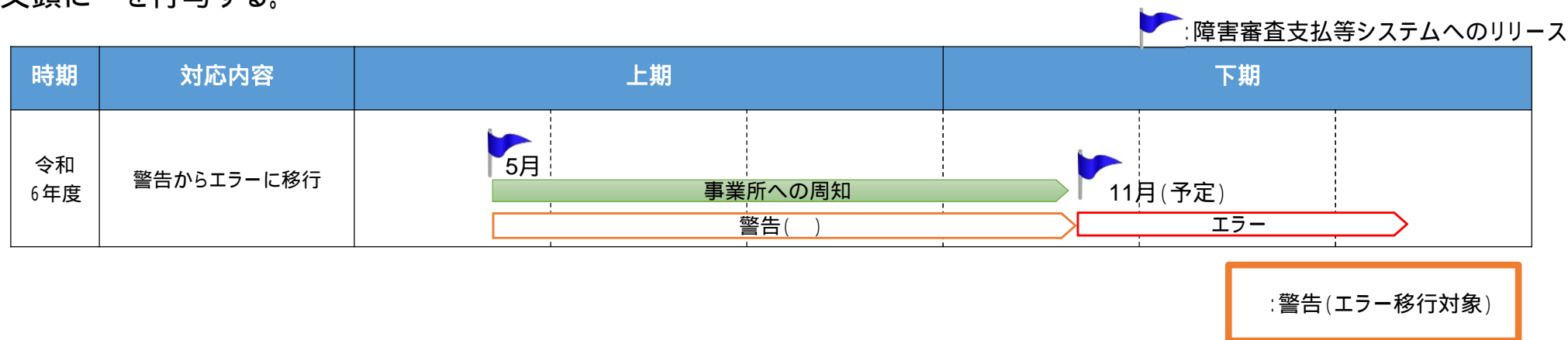
(1) 概要

令和6年度における警告からエラーへの移行については、これまでと同様に周知期間を設けたうえで、実施予定である。

(2) 対応スケジュール

「警告」から「エラー」への移行については、サービス提供事業所等への周知期間を確保するため、令和6年11月審査分（令和6年10月サービス提供分）からを予定している。

なお、エラーへの移行を予定しているエラーコードであることが分かるよう、令和6年5月審査分より、エラーメッセージの文頭に を付与する。



(3) 移行対象エラーコード(案)

移行対象エラーコード(案)については、4月に事務連絡にて周知する予定である。

このページは空白です。

4. 令和6年度報酬改定等の円滑施行に向けて

このページは空白です。

4. 令和6年度報酬改定等の円滑施行に向けて

台帳の整備

令和6年度報酬改定等に伴い、事業所の体制の届出内容に変更がある事業所及び障害児施設に対する異動連絡票情報の提出等、事業所台帳の整備が必要となる。また、報酬改定による各種加算等の支給決定に係る異動連絡票情報の提出等、受給者台帳の整備が必要となる。

このため、都道府県の事業所台帳情報(障害児支援の場合は、障害児施設台帳情報)及び市町村等の受給者台帳情報(障害児支援の場合は、障害児支援受給者台帳情報)と事業者の請求情報の突合において、台帳の整備漏れ等による請求エラーが発生することのないよう、都道府県及び市町村におかれては、事業所台帳情報及び受給者台帳情報の入力・国保連への登録に当たっては万全を期されるようお願いしたい。

事業者への周知について

都道府県、政令市等におかれては、令和6年度報酬改定等について、事業者からの請求処理が円滑に行えるよう、各種加算の届出等、事業者に対し十分に周知願いたい。

各種加算等の届出時期について

通常、4月から加算等の算定を開始する場合は3月15日までに各都道府県知事等へ届出を行うこととなるが、報酬改定等による影響を鑑み、4月中に届出がなされた新規の加算等について、4月からの算定が可能な取扱とする。

具体的な届出日については、各都道府県において柔軟な設定を行って差し支えないが、5月の請求に対する一次審査において、台帳情報の未整備によるエラーが多発し、事業所への支払事務に混乱が生じないよう、各都道府県国保連合会と十分調整の上、設定して頂きたい。

このページは空白です。

5. 障害者自立支援給付支払等システムに係るQ & Aについて

このページは空白です。

4. 障害者自立支援給付審査支払等システムに係るQ & Aについて

No	区分	質問	回答	備考
1	令和6年度報酬改定等	令和6年4月以降、事業所情報のインターフェースが変更されるが、異動年月日の年月が令和6年3月以前の異動/訂正連絡票情報についても、令和6年4月以降の新インターフェースで提出するのか。	お見込みのとおり。 異動年月日の年月が令和6年3月以前の異動/訂正連絡票情報も含め、令和6年4月以降は新インターフェースで提出することとなる。	新規
2	令和6年度報酬改定等	令和6年4月以降、サービス提供実績記録票情報のインターフェースが変更されるが、サービス提供年月が令和6年3月以前のサービス提供実績記録票情報についても、令和6年4月以降の新インターフェースで提出するのか。	お見込みのとおり。 令和6年3月サービス提供分以前の請求も含め、令和6年4月以降(障害審査支払等システムにおける令和6年5月受付分以降)は新インターフェースで提出することとなる。	新規
3	令和6年度報酬改定等	令和6年4月以降、共同生活援助において、インターフェース仕様書(都道府県編)の事業所異動連絡票情報(サービス情報)等の項目「人員配置区分」の設定値に、基本報酬上にないコード値(03:旧型(4:1以上)~12:旧日中支援型(4:1以上))が存在するが、取扱い如何か。	介護サービス包括型事業所、日中サービス支援型事業所において、人員配置区分の設定が不要になることから、異動情報の提出を省略しても問題ない。ただし新たに届け出を行う場合には、算定する基本報酬に応じた区分で異動情報を提出すること。 また、外部サービス利用型事業所においては、人員配置区分が「01:6:1以上」「02:10:1以上」のいずれかになることから、算定する基本報酬に応じた区分で異動情報を提出すること。ただし、「03:旧型(4:1以上)」「04:旧型(5:1以上)」から、「01:6:1以上」となる場合には介護サービス包括型事業所、日中サービス支援型事業所と同様の取扱いとして差し支えない。	新規
4	令和6年度報酬改定等	インターフェース仕様書(都道府県編)の事業所異動連絡票情報(サービス情報)等の「指定管理者制度適用区分」について、これまで提出していなかったところだが、令和6年度報酬改定において重度障害者等包括支援が対象サービスに追加されたことから、異動年月日の年月が令和6年4月以降の場合、「指定管理者制度適用区分」の届出を行う認識で良いか。	お見込みのとおり。 重度障害者等包括支援においても、生活介護等のサービスと同様に異動情報を障害審査支払等システムで管理できるようにしたことから、異動情報として提出いただきたい。	新規